

委任状

令和 年 月 日

山口県 県税事務所長 様

委任者

住所(所在地)

氏名(名称)

印

電話番号() -

下記自動車の令和 年度自動車税種別割に係る還付金の受領に関する一切の権限を次の者に委任します。

なお、このことについて問題が生じても異議を申し述べません。

受任者

住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号() -

記

1 登録番号	山・山口・下関	
2 納付年月日	令和 年 月 日	
3 原因	抹消登録	令和 年 月 日
	過誤納	
	身体障害者等減免に係る運転免許証取得前の特例	

注) 委任状を提出される際には、必ず裏面の注意事項をお読みください。

口座振替申出書

令和 年 月 日

山口県会計管理者 様

申出者(受任者)

〒

住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号() -

私が上記のとおり受領を委任された当該還付金については、下記金融機関の私の口座に振り込んで下さい。

記

金融機関	銀行 信用金庫 組合		支店(支所)
	預金の種別 及び口座番号	1 普通預金 2 当座預金 3 別段預金	
口座名義人(かた) (申出者本人に限る)			

* 預金の種類は該当の番号を○で囲んでください。

* 口座名義人は口座設置金融機関へお尋ねの上、金融機関に電算登録してある名称をカタカナでご記入願います。(ゆうちょ銀行又は漁業協同組合の場合、裏面をお読みください。)

注) 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

確認のため申出者に電話確認することがあります。

なお、押印のある申出書も受け付けます。

委任状を提出される際の注意事項

- 1 委任者は、当該年度の納税義務者(4月1日現在の所有者等、納税通知書に記載されている方)に限られます。
- 2 委任者が、個人の場合は自署押印、法人の場合は記名の上、代表者印を押印してください。
- 3 委任者の現在の住所(所在地)及び氏名(名称)が納税通知書の記載と異なる場合は、変更内容を証明するもの(住民票・商業登記簿の写し等)で確認させていただくことがあります。
- 4 抹消登録済みの場合は、委任状の「3原因」欄に、抹消登録年月日を必ず記載してください。(場合によっては、抹消登録証明書等の写しで、抹消登録年月日を確認させていただくことがあります。)

なお、委任状の提出期限は、抹消登録日により次のとおりとなります。

抹消登録日	委任状の提出期限 (期限日が閉庁日の場合はその前日まで)
1日から15日まで	当月の25日まで
16日から月末まで	翌月の10日まで

- 5 委任状は、還付金が発生してから提出してください。
提出日から3か月間経過しても還付金が発生しない場合(還付金を充当したことにより、受領すべき金額が生じなかった場合を含む。)は、委任状を返却することがあります。
- ※ 委任者に未納の県税がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、還付金を未納の県税に充当しなければならないこととされています。(納税義務者(委任者)のために第三者(受任者等)が納付された場合も同様です。)

ゆうちょ銀行又は漁業協同組合の口座をご指定される場合

- * ゆうちょ銀行をご指定される場合、振込用の「店名・口座番号(七桁)」をご記入願います。(通常のゆうちょ銀行の口座番号「記号(五桁)・番号(八桁)」のままでは振り込むことができません。)
- * 漁業協同組合の一部店舗の口座への振り込みはできません。
(詳細については、お手数ですが事前に県税事務所までご連絡ください。)